

- ◆該当する手続きがあれば、それぞれの窓口で受付をお済ませください。○のあるものは総合支所・支所でも受付しています
- ◆受付窓口の担当課欄の番号及び色は、各担当課の案内板の番号及び色と同じになっています。

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口		
						担当課	総合支所	支所
高齢	介護保険 姓が変わる方で介護保険被保険者証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険被保険者証等の氏名変更	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証	□	□	介護保険課 東館 1F 10番窓口 0596-21-5647	○	○
	バス券 姓が変わる方でバス券(寿バス乗車券)をもらっている方 (75歳以上)	新しい寿バス乗車券の発行	交付された寿バス乗車券	□	□	高齢者支援課 東館 1F 9番窓口 0596-21-5559	○	○
障がい	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保険福祉手帳 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はマイナンバー(個人番号)を確認できるもの	□	□	障がい福祉課 東館 1F 8番窓口 0596-21-5558	○	-

◆ひとり親の方へ

次の制度に該当する場合がありますので、希望される方は担当課にご相談ください。

対象	内容	受付窓口		
		担当課	総合支所	支所
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親の就労に必要な資格取得のための受講料の一部を負担する制度があります。 (事前相談が必要)	子育て応援課 東館 2F 12番窓口 0596-21-5713	-	-
高等職業訓練促進給付金	看護師等、専門的な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、就業期間中の生活の負担軽減を図る制度があります。 (事前相談が必要)		-	-
ひとり親家庭高等学校卒業程度試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、終了した時及び合格した時に受講費用を負担する制度があります。 (事前相談が必要)		-	-
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭への貸付制度があります。 (事前相談が必要)		-	-



※戸籍住民課、各総合支所(生活福祉課)、各支所で手続きができます

手続きご案内シート 離婚

<協議離婚届出に必要なもの>

- ◆届出用紙
離婚されるお二人の署名・押印
証人(成年二人)の署名・押印
- ◆窓口に来られる方の「本人確認書類」
(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード〔個人番号カード〕、住民基本台帳カード、健康保険証など)

<調停(裁判)離婚届出に必要なもの>

- ◆届出用紙
- ◆調停調書または和解調書等の謄本
- ◆審判書または判決の謄本及び確定証明書
- ◆調停(裁判)を申立てした方の署名・押印

- ・当事者間に離婚する意志の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停(裁判)離婚」があります。
- ・協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名・押印と証人(成年二人)の署名・押印をしようえ提出してください。
- ・未成年のお子さんがあるときは、夫婦の一方を親権者と決めてください。
- ・調停(裁判)離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に調書を添付して届出をしてください。
- ・本籍地が伊勢市でない場合は、戸籍謄本が必要となりますのであらかじめ本籍地の市区町村からお取り寄せください。

令和2年5月25日から、「通知カード」の交付、再交付、記載の変更ができなくなりました。
詳しくは戸籍住民課へお尋ねください。

伊勢市役所

所在地 〒516-8601 伊勢市岩淵1丁目7-29
ホームページ <https://www.city.ise.mie.jp>
開庁時間 8:30~17:15
(土曜・日曜・祝休日、年末年始を除く)
※月曜日は一部窓口を19:00まで開庁しています。

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口				
						担当課	総合支所	支所		
住所・戸籍	住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	・マイナンバーカード (個人番号カード) ・住民基本台帳カード ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	戸籍住民課 本館 1F 1 番窓口 0596-21-5547	<input type="checkbox"/>	△一部可		
	前配偶者と同居中で、生計を別にしている方(住民票上、同世帯になっていた方)	世帯分離または世帯変更	本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	○	○	
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります	なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	○	○	
	姓が変わる方で、マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カードをお持ちの方	マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カードの氏名変更	・マイナンバーカード(個人番号カード) ・住民基本台帳カード ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	○	△一部可	
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など	※担当課にご相談ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	○	○	
国民健康保険	姓など保険証の記載に変更がある方	新しい国民健康保険被保険者証の交付	・世帯主の印鑑 ・世帯主、対象の方のマイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・来庁する方の身分証明書 ・変更前の国民健康保険被保険者証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5646	<input type="checkbox"/>	○	○	
	→70歳から74歳までの方	新しい高齢受給者証の交付	変更前の高齢受給者証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	○	○	
	姓が変わる方、もしくは世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	○	○	
	後期高齢者医療制度	姓など保険証の記載に変更がある方	新しい後期高齢者医療被保険者証の交付申請	変更前の後期高齢者医療被保険者証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5552	<input type="checkbox"/>	○	○
		姓が変わる方で各種認定証をお持ちの方	認定証の記載事項変更申請	・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	○	○
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より14日以内	・世帯主の印鑑 ・世帯主、対象の方のマイナンバー(個人番号)を確認できるもの ・来庁する方の身分証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5554	<input type="checkbox"/>	○	○	
		国民年金の加入 (20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内	・前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	○	○	
	年金を受給している方	年金事務所へ年金証書の氏名変更などの届出	※年金事務所にお問い合わせください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>			
	年金分割制度の活用を希望する方	年金事務所へ請求手続き ※離婚後2年以内	※年金事務所にお問い合わせください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>			

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口					
						担当課	総合支所	支所			
児童	一人親家庭等医療費助成制度を申請される方	受給資格認定申請 ※所得制限があります	・健康保険証(対象者全員) ・預金通帳(申請者名義) ・印鑑(申請者) ・マイナンバーカード(個人番号カード)など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5554	<input type="checkbox"/>	○	—		
	児童扶養手当の認定請求をする方	児童扶養手当の認定請求	※担当課にご相談ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		子育て応援課 東館 2F 12 番窓口 0596-21-5713	<input type="checkbox"/>	○	—	
	児童手当等を受給している方(0歳～中学生)	児童手当の受給者変更など ※公務員で児童手当を職場で受給している方は、勤務先に手続きを確認してください	※担当課にご相談ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			子育て応援課 東館 2F 12 番窓口 0596-21-5561	<input type="checkbox"/>	○	○
	放課後児童クラブの利用を希望する方	放課後児童クラブの入会 ※ご利用については、各クラブにお問い合わせください。	※各クラブにお問い合わせください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	—	—
	認定こども園(保育)	入所を希望する方	保育所認定こども園(保育)の入所相談	※担当課にご相談ください	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	保育課 東館 2F 12 番窓口 0596-21-5579	<input type="checkbox"/>	—
		入所しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など	「教育・保育給付認定児童家族状況等変更届書」の提出が必要です。 ※担当課にご相談ください ※保育料が変わる場合があります	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—		—	
	公立幼稚園	入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など	「教育・保育給付認定児童家族状況等変更届書」の提出が必要です。 ※担当課にご相談ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教育委員会 教育総務課 (小保総合支所 2F) 0596-22-7875	<input type="checkbox"/>	小保のみ ○	—	
	小・中学校に通学しているお子さんがいる方	住所・氏名・保護者変更など ※通学している学校へ連絡してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通学している小中学校	<input type="checkbox"/>	—	—			
	就学援助制度(小中学生のお子さんが出て、経済的な事情がある方)	就学援助制度の相談・申請	※担当課にご相談ください ※公立の小・中学校に通う児童生徒がいる経済的に困りご家庭に学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を助成する制度があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教育委員会 学校教育課 (小保総合支所 2F) 0596-22-7879	<input type="checkbox"/>	小保のみ ○	—		
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※担当課にご相談ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障がい福祉課 東館 1F 8 番窓口 0596-21-5558	<input type="checkbox"/>	○	—		

◆該当する手続きがあれば、それぞれの窓口で受付をお済ませください。○のあるものは総合支所・支所でも受付しています。

◆受付窓口の担当課欄の番号及び色は、各担当課の案内板の番号及び色と同じになっています。